

岡村久道

1 業務用ネットワーク関連の判例

事件名	判例	概要
三和銀行窃取キャッシュカード事件	東京高判昭和55 (1980)年3月3日 刑月12巻3号67 頁・判時975号132 頁	窃取したキャッシュカードを用いて自動支払機から現金を取り出した行為について窃盗罪の成立を認めた。
三和銀行オンライン詐欺事件	大阪地判昭和57 (1982)年7月27日 判時1059号158頁	銀行の女子行員が、同行の他支店に架空人名義の普通預金口座を開設の上、オンラインシステム端末機を操作して、右預金通帳お預り欄に振替入金があり、これを同支店が代受けしたように偽りの記帳をし、同時に入金データを入力して、預金払戻請求書と偽りの記帳をした預金通帳を窓口係員に提出し、払戻請求の金額が実際に入金されているものと誤信させ、預金払戻の名目で現金等を騙取した事案で、私文書偽造、同行使罪、詐欺罪等の成立を認めた事例。
近畿相互銀行事件	大阪地判昭和57 (1982)年9月9日判 時1067号159頁	銀行のキャッシュカードの磁気ストライプ部分について私文書偽造罪の文書性を認めた事例。
前橋信金事件第一審	前橋地判昭和61 (1986)年5月20日 判時1253号136頁	信用金庫(被告)の事実上分裂した組合の代表者たる職員(原告)が、支店職員をして被告のオンライン端末機を正規の手続を経由せず無断で操作させ、これにより同信用金庫従業員組合会計名義の預金残高を確認したことが、就業規則違反に該当するとして懲戒処分(停職)を受けた事案で、被告に何らの損害を与えたものでないこと等を理由に、社会通念上相当性を欠くとして前記懲戒処分の無効確認請求を認容した事例。
前橋信金事件控訴審	東京高判昭和62 (1987)年8月31日 判時1253号134頁	原審被告からの控訴を棄却。
京王百貨店事件	東京地判昭和62 (1987)年9月30日 判時1250号144頁	京王百貨店に勤務するコンピューター技術者が、複写目的で同百貨店の顧客名簿が入力された磁気テープを、電算室から持出したときは、窃盗罪が成立する。
第一勧銀事件	大阪地判昭和63 (1988)年10月7日 判時1295号151頁	銀行の行員がオンライン端末を操作し、コンピュータに対し自己の預金口座等に振替入金があったとする虚偽情報を与え、同コンピュータに記録された同口座の預金残高を書き換えたことが電子計算機使用詐欺罪に該当するとした。
富士銀行等不正キャッシュカード事件	東京地判平成元 (1989)年2月22日 判時1308号161頁	ビデオテープを貼り付けたキャッシュカード大のプラスチック板の磁気ストライプ部分に印磁し、富士銀行の預金管理等の事務処理の用に供する事実証明等に関する電磁的記録を不正に作出し、不正に作出したカードを、同銀行が加盟している預金管理等のためのオンラインシステムに接続されている各現金自動預入払出機等にそれぞれ挿入して、これを同銀行外7行の前記事務処理の用に供して各機等を作動させ、右各機等から住友銀行上野駅前支店の支店長ほか6名管理にかかる現金を払い出した行為につき、私電磁

		的記録不正作出罪、同供用罪、窃盗罪の成立を認めた。
青梅信金事件	東京地八王子支判平成2(1990)年4月23日判時1351号158頁	オンラインの電信為替送金システムを悪用し、勤務先のコンピュータ端末から不正振込発信し、これと接続された振込先銀行のコンピュータに記憶された預金口座の残高書換行為が電子計算機使用詐欺罪に該当するとした。
変造テレホンカード事件上告審決定	最三小決平成3(1991)年4月5日刑集45巻4号171頁	テレホンカードのその磁気情報部分に記録された通話可能度数を権限なく改ざんした上、その旨を告げてこれを売り渡した行為は、有価証券変造及び変造有価証券交付の各罪に当たる旨の原判決の判断を正当とした。
神田信金事件第一審	東京地判平成4(1992)年10月30日判時1440号158頁	信用金庫の支店長が、部下に命じて支店に設置されたオンラインの端末機を操作させ、振込入金等の事実がないにもかかわらず、第三者および自己名義の当座預金口座に振込入金等があったとする電子計算機処理をさせた行為につき、本位的訴因である電子計算機使用詐欺罪の成立を否定し、商法の特別背任罪の成立を認めた。
神田信金事件控訴審	東京高判平成5(1993)年6月29日高刑集46巻2号	信用金庫の支店長が、部下に命じて支店に設置されたオンラインの端末機を操作させ、振込入金等の事実がないにもかかわらず、第三者および自己名義の当座預金口座に振込入金等があったとする電子計算機処理をさせた行為につき、主位的訴因(電子計算機使用詐欺罪)及び第一次予備的訴因(業務上横領罪)の成立を否定して二次予備的訴因(商法の特別背任罪)の成立を認めた原審認定を誤りとし、電子計算機使用詐欺罪にあたるとした事例。
富士銀行キャッシュカード免責事件	最判平成5(1993)年7月19日判時1489号111頁	預金者以外の者が真正なキャッシュカードを使用して正しい暗証番号を入力し現金自動支払機から預金の払戻しを受けた事案で免責約款により銀行の免責を認めた。
ブルーボックス事件	東京地判平成7(1995)年2月13日判時1529号158頁	通話料金の支払を免れようと企て、自己の使用する電話回線(本件電話回線)から、KDDの電話交換システムに対し不正の指令を与え、KDDの電話交換システムを認識させて接続させ、更に、本件電話回線から、コンピュータソフト「ブルーボックス」を使用して作出した、KDDの電話交換システムからIODC対地国の電話交換システムに送信される回線制御を司る業務用信号に模した不正信号を、IODC対地国の電話交換システムに送り出すことによって、右電話交換システムにIODCサービスの申込みを取り消させた上、着信国の着信人との間に電話回線を接続させるとともに、IODC対地国の電話交換システムからKDDの電話交換システムに対して送信されるIODCサービスの申込みが取り消されたことを確認する旨の信号の送信を妨害して、KDDの電話交換システムがIODCサービスの申込みが取り消されたことを確認できない状態に置き、KDDの電話交換システムをして、IODCサービス利用による回線使用が継続しているものと誤認させて、IODC対地国を中継国として着信国の着信人との間で国際通話を行い、KDDの電話料金課金システムに対して虚偽の通話情報を伝送させ、これに基づき右電話料金課金システムにその旨の不実のファイルを作出させて右国際通話の通話料金相当額の支払を免れ、もって、人の事務処理に使用する電子計算機に不正の指令を与えて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、右国際通話に相当する財産上不法の利益を得た事案で、電子計算機使用詐欺罪の成立を認めた。
某信用組合事件	東京地判平成7(1995)年12月26日判時1577号142	1万円紙幣大の紙片の束の上下に、真券の1万円紙幣を挟んで作った偽の札束を、真券の1万円紙幣の札束であるかのように装って信用組合に入金し、情を知らない信用組合支店係員らに命じて、同支店に設置されたオ

	頁	オンラインシステムの端末機を操作させ、同信用組合システム本部情報システム部に設置されている電子計算機に、各普通預金口座に同表「入金額」欄に記載された各金額の入金の事実があったとする虚偽の情報を与え、右電子計算機に接続されている磁気ディスクに記録された右各口座の預金残高が、右入金額を加算した金額であるとする財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作り、もって財産上不法の利益を得た等の事案で、詐欺、電子計算機使用詐欺、覚せい剤取締法違反の成立を認めた。
パッキーカード事件	長野地裁諏訪支判平成8(1996)年7月5日判時1595号154頁	使用済みパチンコ用プリペイドカード(パッキーカード)の磁気情報部分に記載された使用可能残高を改ざんし、これをパチンコ遊技機に併設されたシステム端末であるカードユニット(自動玉貸装置)のカード挿入口に挿入してパチンコ玉を排出させ、パッキーカードの消費金額名下に財産上不法の利益を得させようとした事案で、有価証券変造、同行使、電子計算機使用詐欺、同未遂の成立が認められた。
大阪自動契約機カードローン詐欺事件	大阪地判平成8(1996)年7月8日判タ960号293頁	金融会社の無人店舗に設置された自動契約受付機を悪用して他人名義の運転免許証を偽造するなどした上、他人になりすまして融資金入出用カードの交付を受け、同カードを使用して現金自動入出金機から現金を取得した等の行為について、有印公文書偽造・同行使、詐欺、窃盗等の成立を認めた。
東海銀行事件	名古屋地判平成9(1997)年1月10日判時1627号158頁	被告人兩名が、他の2名と共謀の上、銀行が行っているアンサー利用型パソコンサービスの都度指定方式による振込サービスを利用して財産上不法の利益を得ようとして、電話回線に接続したパソコンを操作し、NTTデータ通信提供の銀行アンサーシステムを介して、同行の業務のオンライン事務処理に使用されている電子計算機に対し、共犯者経営の会社及び知人の口座に送金があったとする虚偽の情報を与え、同口座の預金残高を増加させて、財産権の得喪、変更にかかる不実の電磁的記録を作り、もって財産上不法の利益を得又は第三者をして得させたときは、電子計算機使用詐欺罪の共同正犯が成立するとした事例。
コンピュータ入力ミス振込送金事務遅延事件	東京地判平成9(1997)年9月10日金商1043号49頁	金融機関のコンピュータ入力ミスに起因した振込送金事務の遅延による損害賠償請求を認めなかった事例。
城南信金不正告発事件	東京地判平成9(1997)年12月5日判時1634号155頁	信用金庫支店長らが、預金事務センターのホストコンピュータに電磁的に記録保存されている預金残高明細等をアウトプットさせ、同支店備付け用紙に印字した書類を私信用の封筒に封入した事案で、窃盗罪の成立を認めた。信用金庫の元専務理事が、同金庫支店長に指示して、同支店備付けの営業用汎用端末機を操作させ、同金庫事務センターのホストコンピュータに電磁的に記録・保存されている同金庫会長及びその家族の預金残高明細等をアウトプットさせて同支店備付け用紙に印字した書類を、同元専務理事に郵送するため同人あての封筒に封入させた事案で、同書類の窃盗罪の共同正犯が成立するとした事例。
浦和フロッピーディスク差押事件抗告審決定	最二小決平成10(1998)年5月1日刑集52巻4号275頁	令状により差し押さえようとするパソコン、フロッピーディスク等の中に被疑事実に関する情報が記録されている蓋然性が認められる場合、そのような情報が実際に記録されているかをその場で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは内容を確認することなしにパソコン、フロッピーディスク等を差し押さえることが許される旨の原決定を正当とした。
さくら銀行顧客データ不	東京地判平成10(1998)年7月7日判	都市銀行向けプログラム開発業務に従事していた者が、メイン顧客データをフロッピーディスクにコピーして、業務上預かり保管中の項目説明書等の資

正漏えい事件	時 1683 号 160 頁	料 4 枚をコピーした上、名簿図書館に売却した事案で、資料に関する業務上横領罪の成立を認めた。
スターデジタル事件	東京地判平成 12 (2000) 年 5 月 16 日判タ 1057 号 221 頁 (知的財産権判例検索)	衛星放送サービス「スカイパーフェクTV」の一つとして被告株式会社が「スターデジオ100」の営業名で行っている公衆送信サービスに関し、著作隣接権(レコード製作者の権利)に基づく差止請求等が否定された事案。
宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件 第一審	京都地判平成 13 (2001) 年 2 月 23 日判例集未掲載	1999 年 5 月、京都府宇治市の住民基本台帳データ約 22 万人分が不正流出した事実が判明した。市がメンテナンスを委託していた電算業者に児童検診用データを預けていたところ、電算業者のアルバイト大学院生が自分で持参した光磁気ディスク(MO)にコピーして持ち出し、名簿業者に無断売却したという事件であった。この事件で京都地裁平成 13 年 2 月 23 日は、住民からの損害賠償請求について、宇治市にプライバシー権侵害を理由とする責任を認めた。
宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件 控訴審	大阪高判平成 13 (2001) 年 12 月 25 日 サイバー法判例解説 190 頁	市の控訴を棄却。
宇治市住民基本台帳データ不正漏えい事件 上告審	最決平成 14 (2002) 年 7 月 11 日判例集未掲載	市の上告を棄却。
消費者金融プライバシー権侵害事件	京都地判平成 15 (2003) 年 10 月 23 日判例集未掲載	大手消費者金融会社が、債務者の氏名と同音で漢字 1 字違いという類似の氏名である者に対して、債務者と間違えて支払の催促を行い、人違いが判明した後も、信用情報機関等に登録したその者の個人情報を抹消せず、再度の支払催促をしたことが、その者のプライバシー権を侵害する不法行為に当たるとされた事例。

2 パソコン通信関連判例

事件名	判 例	概 要
コムライン事件	東京地判平成 6 (1994) 年 2 月 18 日判時 1486 号 110 頁	コンピュータ通信網による情報提供サービス及び各種情報の収集、処理並びに販売等を目的とする会社が新聞記事を要約して英訳し、他の記事と共にファックス、オンライン等で頒布、送信した事案で、新聞記事の著作権(翻案権、複製権、有線送信権)侵害を認定し、損害賠償請求を認容。
P-STATION 事件	横浜地川崎支判平成 7 (1995) 年 7 月 14 日	はじめてパソコン通信を使ったサイバーポルノ画像データ配布行為が、わいせつ物陳列罪で有罪とされた事件。被告人側は刑法 175 条の成立を争わず。
MEDIA 大阪 事件	京都簡裁略式命令平成 7 (1995) 年 11 月 21 日	パソコン通信を使ったサイバーポルノ画像データ配布行為が、わいせつ物陳列罪で有罪とされた二例目の事件。被告人側は刑法 175 条の成立を争わず。
モンキータワー事件	札幌地判平成 8 (1996) 年 6 月 27 日	パソコン通信を使ったサイバーポルノ画像データ配布行為が、わいせつ物陳列罪で起訴された事件。刑法 175 条の構成要件該当性が初めて争わ

		れたが、有罪。
ニフティサーブ電子掲示板詐欺事件	京都地判平成9 (1997)年5月9日判 時1613号156頁	ニフティサーブ会員に成りすました被告人が、電子掲示板や電子メールで虚偽の販売情報を流して被害者から振込入金を受け金銭を詐取した事案。裁判所は、詐欺罪の成立を認めるとともに、入金受け入れのために前記会員名義の普通預金口座開設申込書を偽造した上、これを銀行に送付した行為を、私文書偽造及び同行使罪にあたるとした。なお、被告人が、成りすましの発覚を防ぐためニフティに対し前記会員名で虚偽の住所変更情報を送信して当該虚偽情報をニフティの顧客データベースファイルに記憶させ行為につき、裁判所は、電磁的記録不正作出罪に該当すると判示。他人名義の銀行預金口座開設申込書を偽造して同行に郵送した行為が私文書偽造・同行使罪に、パソコン通信サービスの電子掲示板にパソコン部品を売り渡す意思があるかのように装って前記他人名義で虚偽情報を書き込み、これを閲覧して問い合わせた者に対し、売買代金あるいは手付け金を支払えば、注文にかかる前記部品を郵送する旨の虚偽の内容の電子メールを送信して前記預金口座に金員を振込入金させた行為が詐欺罪に、前記詐欺事犯の発覚を免れるため、パソコンで電話回線を通じて前記パソコン通信会社に、会員である前記他人の住所及び電話番号が変更された旨の虚偽の情報を送信し、情を知らない同社係員をして、その旨の情報を同社に設置されたコンピュータに記憶させた行為が私電磁的記録不正作出罪に該当するとされた事例。
ニフティサーブ現代思想フォーラム事件第一審	東京地判平成9 (1997)年5月26日 判時1610号22頁	パソコン通信の電子会議室への書き込みにつき他の会員に対する名誉毀損の成立を認めた判例。書き込みを放置したとして会議室のシスオペの責任も一部認められ、シスオペを雇っていたパソコン通信運営会社の責任も、使用者責任に基づき一部認容。控訴。
アルファネット事件第一審	京都地判平成9 (1997)年9月24日 判時1638号160頁	パソコン通信を使ったサイバーポルノ画像データ配布行為が、わいせつ物陳列罪に該当するか争われたが、裁判所はサーバのハードディスクを「わいせつ物」とし、本件を「陳列」にあたるとして有罪とした。控訴。
PC-VANチャット・ログ事件第一審	東京地判平成9 (1997)年12月22 日判時1637号66 頁	会員がパソコン通信において他の会員による会員番号不正使用の疑惑を指摘した発言を掲示した行為が従前の経緯に照らし他の会員の社会的評価を低下させたものとはいえないとして、名誉毀損の成立を否定し、プライバシー侵害、著作権侵害の主張も退けた。控訴。
ケイネット東京事件第一審	東京地判平成10 (1998)年12月21 日判時1684号79 頁	パソコン通信の会員が電子掲示板に同通信サービス運営者を批判する書き込み等を行ったので同業者が入会契約を解除した事案で、同サービスの提供を継続しがたい重大な事情の存在は認められず解除は無効とした。控訴。
ケイネット横浜事件第一審	横浜地判平成10 (1998)年12月25 日判時1684号79 頁	パソコン通信の会員が電子掲示板に同通信サービス運営者を批判する書き込み等を行ったので同業者が入会契約を解除した事案で、信頼関係が破壊されており契約解除は有効とした。控訴。
掲示板プライバシー侵害事件	神戸地判平成11 (1999)年6月23日 判時1700号99頁	パソコン通信の掲示板に他の会員の連絡先等を無断で書き込んだ行為がプライバシー権を侵害するとして、控訴。 眼科医である原告の個人情報、被告がパソコン通信の掲示板に掲載したので、原告が無言電話等の嫌がらせを受けて診療を妨害される等した事案で、故意に原告のプライバシーを侵害し不法行為を構成するとして、被告に損害賠償責任が認められた事例。
アルファネット事件控訴審	大阪高判平成11 (1999)年8月26日	控訴審で弁護士側は、原判決の解釈は刑法175条の「許されざる類推解釈」であり、罪刑法定主義を定めた憲法31条、39条に違反する等の点を

	判時 1692 号 148 頁	主張したが、裁判所はこれを認めず控訴棄却。上告。
フロンティア事件	浦和地川越支判平成 11(1999)年 9 月 8 日	パソコン通信「フロンティア」を開設し、画像処理ソフト「FLMASK」で性器部分にマスク処理した画像データ等を送信した行為につき、受信画像を画像処理ソフト等を使用すればわいせつ画像に容易に復元閲覧可能な状況を設定したとして、わいせつ物陳列罪の成立を認めた。
ケイネット横浜事件控訴審	東京高判平成 11(1999)年 9 月 8 日判時 1748 号 125 頁	会員側からの控訴を棄却。
ケイネット東京事件控訴審	東京高判平成 12(2000)年 1 月 19 日判時 1748 号 125 頁	パソコン通信の会員が電子掲示板に同通信サービス運営事業者を批判する書き込み等を行ったので同社が入会契約を解除した事案で、同サービスの提供を継続しがたい重大な事情の存在は認められず解除は無効であるとして、同会員の請求を一部認容した原判決を不服として、同事業者が控訴した事案で、ネットの運営は会員の意見や批判に耳を傾ける姿勢が求められ、同事業者に不十分な点もあったが、同会員の意見表明は、一つ一つは会員規約の重大な違反とはならないが、全体としてみればネットの運営を現実には妨げる恐れがあり、同事業者との信頼関係を著しく損なったとして、同会員の一部勝訴部分を取り消し、解除を適法とした事例。
アルファネット事件最高裁判決定	最三小決平成 13(2001)年 7 月 16 日判時 1762 号 150 頁	上告棄却。職権判断で、わいせつな画像データを記憶、蔵置させたいいわゆるパソコンネットのホストコンピュータのハードディスクは、刑法 175 条が定めるわいせつ物に当たり、同条にいうわいせつ物を「公然と陳列した」とは、その物のわいせつな内容を不特定又は多数の者が認識できる状態に置くことをいい、わいせつな内容を特段の行為を要することなく直ちに認識できる状態にすることを要せず、いわゆるパソコンネットのホストコンピュータのハードディスクにわいせつな画像データを記憶、蔵置させ、不特定多数の会員が自己のパソコンを使用して、この画像データをダウンロードした上、画像表示ソフトを用いて画像を再生閲覧することが可能な状態に置くことは、同条にいうわいせつ物を「公然と陳列した」ことに当たるとした事例。
ニフティ「本と雑誌のフォーラム」事件	東京地判平成 13(2001)年 8 月 27 日判時 1778 号 90 頁	パソコン通信サービス上で、会員である原告が、他会員の発言により名誉毀損及び侮辱の被害を受け、同会員がハンドル名に原告の本名を使用したことでプライバシー侵害及び嫌がらせの被害を受けたところ、ニフティサーバを管理運営している被告が、前記各不法行為に対し適切な措置をとらなかったために精神的被害を受けたなどと主張して被告に対し損害賠償請求し、また、被告が合理的な理由がないのに同会員の契約者情報を隠匿、隠蔽し、原告の名誉権回復を妨害しているとして、人格権による差止請求権及び不法行為に基づく妨害排除請求権を根拠に同会員の氏名、住所の情報開示を求めたが、これを棄却した事例。
ニフティサーバ現代思想フォーラム事件控訴審	東京高判平成 13(2001)年 9 月 5 日判タ 1088 号 94 頁	パソコン通信の電子会議室への書き込みにつき他の会員に対する名誉毀損及び侮辱の成立を認めた判例。書き込みを放置したとして訴えられていた会議室のシスオペ、シスオペを雇っていたパソコン通信運営会社の責任は、否定された。

3 インターネット関連判例

事件名	判例	概要
-----	----	----

ベッコアメ事件	東京地判平成 8 (1996)年 4 月 22 日判タ 929 号 266 頁	インターネット上のウェブにポルノ画像を掲載した行為を、初めてわいせつ物陳列罪で有罪とした判例。被告人側が争わず。
J-BOX 事件	大阪地判平成 9 (1997)年 2 月 17 日	画像処理ソフト「FLMASK」等により局部等をマスク処理で隠した画像を、「FLMASK」の入手先・使用方法とともに掲載した行為が刑法 175 条違反となるか、初めて問題になった事件。被告人側が争わなかったこともあり、わいせつ物陳列罪で有罪とした。
朝日放送事件	大阪地判平成 9 (1997)年 10 月 3 日判タ 980 号 285 頁	インターネットを介して、大阪のテレビ局「朝日放送」のウェブ内に侵入し、天気予報画像を消去してわいせつ画像に書き換えた事案で、電子計算機損壊等業務妨害罪及びわいせつ物陳列罪の成立を認めた。
岡山 FLMASK 事件	岡山地判平成 9 (1997)年 12 月 15 日判時 1641 号 158 頁	マスク処理をして局部等をモザイク処理で隠した画像のアダルトサイトへの掲載行為が問題となった事案で、わいせつ画像データがわいせつ物にあたるとして有罪。
福岡県違法 検索事件	東京地 決平成 10(1998)年 2 月 27 日判時 1637 号 152 頁	捜索差押許可状に基づきインターネット接続会社の管理する顧客管理データを差し押さえた司法警察員の処分が、準抗告審において、利用者のプライバシー保護が強く要請される電気通信事業法上の特別第二種電気通信事業者に対する捜索差押の適法性を判断するには利用者のプライバシー保護を十分に考慮する必要があるとした上、被疑者以外の会員に関するデータには被疑事実との関連性がなく差押えの必要性が認められないとして取り消された事例。
山形海外送 信事件	山形地判平成 10 (1998)年 3 月 20 日	わいせつ画像データを日本国内に設置されたコンピュータから米国内のウェブサーバに送信し公開した事件。わいせつ物陳列罪は国外犯を処罰対象にしていけないので、処罰対象となるか注目を集めた。弁護人側が争わなかったため、争点とされることなく、わいせつ物陳列罪で有罪が言い渡され確定。
大阪海外送 信事件	大阪地判平成 11 (1999)年 2 月 23 日	米国のサーバにアダルトサイトを開設し、日本国内から同サイトにわいせつ画像データを送信した行為が問題となり、弁護人が争ったが、わいせつ物陳列罪で有罪、確定。
ニフティ・ス バムメール 送信差止事 件	浦和地決平成 11 (1999)年 3 月 9 日判タ 1023 号 272 頁	ニフティサーバ会員に対する他のプロバイダ会員からの電子ダイレクトメール送信差止を求めた仮処分申立を認容。
クロロホル ム強姦未遂 事件	東京地判平成 11 (1999)年 3 月 16 日判時 1674 号 160 頁	インターネット上で入手したクロロホルム等を用いた強姦未遂等の事案で実刑判決を言い渡した。
あまちゅあ ふぉとぎゃ らりー事件	大阪地判平成 11 (1999)年 3 月 19 日判タ 1034 号 283 頁	日本国内のアダルトサイトにマスク処理をして局部などを隠した画像を掲載した点と、米国に設置されたサーバに会員向けアダルトサイトを開設し、日本国内からそのアダルトサイトにわいせつな画像データを送信していた点が問題となり、弁護人が争ったが、裁判所は有罪とした。
東京海外送 信事件	東京地判平成 11 (1999)年 3 月 29 日	米国に設置されたサーバにウェブを開設し、日本国内からマスク画像付きわいせつ画像データを送信し、日本国内で会員を募り、ダイヤルQ2回線を使用していた事案で、インターネットはテレビ放送と同じであるとして、わいせつ画像の「陳列」であるとされた。

クロロホルム販売事件	東京地判平成 11 (1999)年 6 月 22 日岡村編 343 頁	京大院生が、研究室のクロロホルムなど毒劇物や向精神薬を持ち出し、ウェブページ「裏道」(米国サンタモニカに本社を置くプロバイダのサーバーを利用)を通じて売り捌いていたとして毒劇物取締法(無許可販売)、麻薬及び向精神薬取締法違反事件で実刑判決を受けた事件。
ユニヴァーサルハウス事件	東京地判平成 11 (1999)年 8 月 27 日	原告の登録商標と類似する標章等を被告が使用した行為が商標権侵害および不正競争防止法違反にあたるとしてインターネットのウェブの広告等への使用差止を請求した事案で、著名であるとも山梨県内で広く知られているとも認められないとして前者を否定し、被告役務は本件商標権の指定役務に類似の役務でないとして後者も否定。
都立大学事件	東京地判平成 11 (1999)年 9 月 24 日判時 1707 号 139 頁	都立大で対立中のグループの一方が他方を誹謗するウェブページを都立大のホストを使って掲載したとして、掲載者と大学設置者の東京都に対し名誉毀損による損害賠償等を求めた事案で、掲載者の責任は認めたが都の責任を否定。原告らが、被告東京都の設置する東京都立大学の学生である相被告が同大学の管理下にあるコンピューターシステム内に開設したホームページに掲載した文書が原告らの名誉を毀損すると主張して、被告らに損害賠償ないし名誉回復措置を求めた事案で、相被告に対する損害賞請求は一部認容したが、被告東京都に対する請求を棄却した事例。
ピアノ調律師事件	千葉地判平成 11 (1999)年 9 月 28 日岡村編 343 頁	ピアノ調律師が、ウェブ「裏道」を仕入先として毒劇物をネットで再販売し、さらに NTT 職員に現金を渡して非公開の電話加入者情報を入手しネットで販売していた事案で、NTT 職員に NTT 法違反(収賄罪)が、ピアノ調律師に対し同法違反(贈賄罪)、毒劇物取締法違反並びに麻薬及び向精神薬取締法違反で有罪を言い渡した。
キューピー著作権事件第一審	東京地判平成 11 (1999)年 11 月 17 日判時 1704 号 134 頁	原告は、商品等表示「キューピー」(kewpie)が自己の著名な商品等表示にあたるとして、被告のドメイン名「kewpie.co.jp」の使用差止等を請求したが、「著名ないし周知であることを認めるに足りる証拠はない」として請求を退けた。
アーゼオン事件第一審	東京地判平成 11 (1999)年 12 月 28 日	不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に該当することを理由に、被告に対し、会社案内及びホームページその他被告の宣伝、広告から、その態様のいかんを問わず、商号、通称、愛称その他被告の営業を表示する「アーゼオン」の文字を除去せよ等と命じた。
盗品ネガ無断掲載事件	東京地判平成 12 (2000)年 1 月 31 日判タ 1046 号 187 頁	被用者が会社の同僚の事務用機の引き出しからネガフィルムを盗み出し、これを焼き付けて自分のホームページに掲載した行為につき、会社の事業の執行につきなされたものとはいえないとして、会社の使用者責任を否定した。
セブンデータ・システムズ事件	大阪地判平成 12 (2000)年 3 月 23 日 サイバー法判例解説 8 頁	著作権及び著作者人格権に基づき、図表をパソコン通信やインターネットを通じて送信可能化してはならないとする差止請求等が、棄却された事例。株価変化を表す原告図表「増田足」につき、原告が被告に使用料支払を対価に複製を許諾し、原告図表をソフトウェアに組み込んだシステムの改訂版を被告が販売して、その売却代金を原告に支払うことを合意したが、被告が支払わないとして一部支払いを求めるとともに、前記債務不履行により前記許諾契約は解除されたので、原告図表を複製・翻案した被告図表の頒布等は原告の著作権・著作者人格権を侵害するとして、被告図表をパソコン通信やインターネットを通じて送信可能化することの差止めを求めた事案で、原告図表は著作物に該当しないとして、請求を棄却した事例。

FLMASK リンク事件	大阪地判平成 12 (2000)年 3 月 30 日 サイバー法判例解説 70 頁	J-BOX 事件及びあまちゅあ・ふぉと・ぎゃらりー事件のサイト開設者を正犯とする前記各事件との関連で、FLMASK の作者が幫助犯として起訴された事件。本件では、FLMASK がダウンロード可能な自己の Web ページから FLMASK でマスク処理していた前記正犯の Web ページへとリンクを張っていた点が、わいせつ物陳列罪の幫助行為にあたるとして、有罪とした判決。
ペット美容師 筋肉弛緩剤 販売事件	名古屋地豊橋支 判平成 12(2000) 年 6 月 19 日岡村 編 343 頁	インターネットで自殺願望の女性に自殺方法をアドバイスし筋肉弛緩剤を郵送した尼崎市のペット美容師の行為につき、自殺幫助罪で有罪とした。
岡山レディースナイト 事件	岡山地判平成 12 (2000)年 6 月 30 日 サイバー法判例解説 72 頁	被告人らが、インターネット上にウェブページ「レディースナイト」を開設し、リアルタイムでわいせつなショーを不特定多数のインターネット利用者に有料で閲覧させた事案で、わいせつ物陳列罪(刑法 175 条)を否定し、公然わいせつ罪(刑法 174 条)の成立を認めた。
横浜わいせつ画像メール添付事件 1	横浜地川崎支判 平成 12(2000)年 7 月 6 日 サイバー法判例解説 74 頁	電子メールにわいせつ画像データを添付ファイルとして添付して、わいせつ画像を「販売」した事案で、わいせつ物陳列罪の成立を認めた。被告人が、インターネットにおける電子メール・システムを利用してわいせつ画像を販売しようと企て、自己のホームページに無修正のわいせつ画像を電子メールで販売する旨の告知をし、被告人が開設した指定銀行口座に代金を振り込んだ 7 名に対し、わいせつ画像データを電子メールの添付ファイルとして送信した行為が、わいせつ物陳列罪にあたることされた事例。
不正アクセス 事件	千葉地判平成 12 (2000)年 7 月 12 日	他人の ID 及びパスワードを冒用してインターネット接続プロバイダのサービスを利用した行為につき、不正アクセス禁止法違反等の成立を認めた。不正アクセス禁止法で初の有罪となった事件。
アーゼオン 事件控訴審	東京高判平成 12 (2000)年 9 月 28 日	被告からの控訴を棄却。
横浜わいせつ画像メール添付事件 2	横浜地川崎支判 平成 12(2000)年 11 月 24 日	横浜わいせつ画像メール添付事件 1 に同じ。
特許権再実施権許諾差 止等請求事 件	東京地判平成 12 (2000)年 11 月 28 日	原告が被告らに対し、同社が、インターネットのホームページ又は新聞紙上に、特許権について、自社が開発したものであるとの表示及び自社が現在もなお本件特許権の専用実施権者であるとの表示をしていることを理由として、右表示の差止め及び損害賠償を求めた事案。
ジャックス事 件第一審	富山地判平成 12 (2000)年 12 月 6 日判タ 1047 号 297 頁	「http://www.jaccs.co.jp」というドメイン名を使用し開設するホームページで「JACCS」の表示を用いて営業活動をする被告に対し、「JACCS」の営業表示を有する原告が、被告によるドメイン名の使用及びホームページ上での「JACCS」の表示の使用は、不正競争防止法 2 条 1 項 2 号に当たるとして、当該ドメイン名の使用差止め及びホームページ上の営業活動での前記表示の使用差止めを認容。
時限利用課 金システム 事件	東京地決平成 12 (2000)年 12 月 12 日判時 1734 号 110 頁	インターネット接続サービス事業の用に供するシステムを使用する債務者の行為は、債権者の有する特許権を侵害するとして、同システムの使用の差止め等を求めた仮処分事件において、債務者が実施している債務者システムの構成及び内容は債権者の主張するものであると認められず、認定した債務者システムの構成及び内容(インターネットの利用者が、インターネット

		上でデジタル情報として提供される画像、音声又はゲーム等を購入し、あるいは検索等のサービスを利用する際に(インターネット等を通じて提供される前記マルチメディア情報を、プリペイド方式の BitCash カードを利用してその代金決済を行うこと)を前提に、本件発明の構成要件と債務者システムの構成を対比してみても、債務者システムは、本件発明の構成要件を充足しないとして、申立てを却下した事例。
わいせつ CD-ROM 販売事件	横浜地判平成 13 (2001)年 3 月 14 日	わいせつ画像を収めた CD-ROM をインターネットで販売したとして、わいせつ図画販売などの罪の成立を認めた事件。
ジェイフォン 事件第一審	東京地判平成 13 (2001)年 4 月 24 日判タ 1755 号 43 頁	「J-PHONE」が原告の「著名な商品等表示」(不正競争防止法 2 条 1 項 2 号)に該当し、これと被告のドメイン名「j-phone.co.jp」とが類似するとして、被告に対し前記ドメイン名等の使用の差止め等を求める請求及び営業上の信用毀損を理由とする損害賠償請求を認容した。なお先使用の抗弁(同法 11 条 1 項 4 号)の主張も退けた。
キューピー 著作権事件 控訴審	東京高判平成 13 (2001)年 5 月 30 日	一部認容。一部控訴棄却。
高校総体ホームページ CD-ROM 化事件	東京地判平成 13 (2001)年 5 月 31 日サイバ法判例解説 12 頁	京都市から平成 9 年度高校総体のインターネットホームページ制作の発注を受けた被告が、これをさらに原告に発注して完成させた後、その CD-ROM 化を高校総体京都市実行委員会から被告が委託され、これを被告から下請けした原告が完成させ引き渡したが、被告がそれを一部不採用として、残部のみを利用して CD-ROM を完成したので、被告により複製権・同一性保持権・氏名表示権が侵害されたと主張して損害賠償等を請求した事案で、著作物性が認められる部分について、原被告間で同ホームページを CD-ROM に複製し、複製した CD-ROM は京都市が著作権を有することの合意があった等として、原告の請求を棄却した事例。
サイボウズ 差止仮処分 事件	東京地決平成 13 (2001)年 6 月 13 日判時 1761 号 131 頁	グループウェアに対する著作権侵害を理由とする仮処分申請が認容された事例。
日本生命対 2ちゃんねる 差止仮処分 事件	東京地決平成 13 (2001)年 8 月 28 日	電子掲示板「2ちゃんねる」に誹謗・中傷する書き込みをされたとして日本生命が求めた仮処分申請に基づき、「2ちゃんねる」の管理者に対し書き込みの削除を求める決定を出した。
通信傍受法 違憲訴訟 事件	東京地判平成 13 (2001)年 8 月 31 日	通信の秘密を保障した憲法に通信傍受法は違反し、平穏な生活を侵害されたとフリージャーナリストが主張して、国に損害賠償と同法の無効確認を求めた訴訟で、「通信の傍受は重大犯罪に限り、令状に基づいて行われるもので違憲とは言えない」として、請求を棄却。
ジャックス 事件控訴審	名古屋高金沢支 判平成 13(2001) 年 9 月 10 日サイバ法判例解説 14 頁	控訴棄却。 「JACCS」という表示を用いて営業活動を行っている被控訴人が、インターネット上で「jaccs.co.jp」というドメイン名を使用し、開設するウェブページにおいて「JACCS」の表示を用いて営業活動をしていた控訴人に対し、控訴人による同ドメイン名使用及びウェブページ上での「JACCS」の表示使用は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号所定の不正競争行為に該当するとして、同ドメイン名の使用の差止め及びウェブページ上の営業活動における前記表示使用差止めを求めた事案で、同項 2 号の不正競争に該当するとして控訴人の請求を全部認容した原判決に対する控訴を棄却した事例。なお附帯控訴が認

		めて、主文の差止め対象が原審の「http://www.jaccs.co.jp」から「jaccs.co.jp」へと変更された。
レンタルサーバーデータ消滅事件	東京地判平成 13(2001)年 9 月 28 日サイバー法判例解説 16 頁	被告が自己のサーバーに保管していた原告のホームページのファイルを消滅させたことに関し、原被告間のワールドワイドウェブレンタルサーバーサービス契約にかかる債務不履行に基づく被告の損害賠償責任を認めた上、ファイルのバックアップ等の措置をとっていなかったこと等の諸般の事情を斟酌し、過失相殺として損害の2分の1を減額した事例
東久留米市事件	東京地八王子支判平成 13(2001)年 10 月 11 日サイバー法判例解説 18 頁	インターネットのホームページ中で事実を反する記載をして、これをプリントアウトしたピラを街頭で市民に多数配布したとして、信用毀損による不法行為に基づく謝罪広告等を請求した事案で、請求を棄却した判決 地方公共団体である原告が市制施行 30 周年記念事業の一環として設置することにした「平和都市宣言モニュメント」に盗作の疑いがあると指摘する記事を、市議会議員の被告が、自ら作成するインターネットのホームページに掲載し、これをプリントアウトしたものに広告写真の切り抜きや手書きの文言等を加えて作成したピラを街頭で市民に多数配布したとして、社会的信用毀損による不法行為に基づく謝罪広告等を原告が請求した事案で、盗作は真実と認められないが、被告の表現行為による原告の行政作用への影響はそれほど大きくなく、原告の行政作用の支障を回復させるという利益が、被告による表現の自由の利益を上回っているとまでいえないとして、請求を棄却した事例
ストーカー規制法違反事件	福島地判平成 13(2001)年 10 月 11 日サイバー法判例解説 76 頁	携帯電話のメール交換などで知り合った女性に対する恋愛感情を充足する目的で、ストーカー行為をした事案に関する有罪判決 携帯電話のメール交換などで知り合った者に対する恋愛感情を充足する目的で、公衆電話から同女の携帯電話に電話をかけ、同女に対し同女の関係者に危害を加えることを示唆する内容を告げた上、電報を送付するなどして同女に被告人との電話での応対及び面会を要求し、同女を監視して見張り、待ち伏せする等を行ったことを、ストーカー規制法違反とした事例
ジェイフォン事件控訴審	東京高判平成 13(2001)年 10 月 25 日サイバー法判例解説 20 頁	控訴棄却。 ドメイン名「j-phone.co.jp」の登録者である控訴人が、インターネット上のウェブサイトを開設して「J-PHONE」等の表示を用いて商品の宣伝等をしたのに対し、ジェイフォン東日本(被控訴人)が、前記行為は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号所定の不正競争行為に該当するとして、控訴人に対し同ドメイン名及び控訴人使用の各表示について、使用中止及びウェブサイトからの抹消並びに損害賠償を請求し、原判決が中止及び抹消の各請求を認容して損害賠償の請求を一部認容した事案で、控訴を棄却した事例
ドコモ迷惑メール差止め仮処分事件	横浜地決平成 13(2001)年 10 月 29 日判時 1765 号 18 頁	差止仮処分決定。 NTT ドコモのポケット通信サービスの不特定多数の契約者に対して大量かつ継続的に、いわゆる迷惑メールを送信した者に対する仮処分の事案で、送信の方法、時期及び回数が NTT ドコモの電気通信設備等に発生した具体的な機能障害等の大きな原因となっており、送信者の上記行為が NTT ドコモの同設備に対する所有権を侵害しているが、送信者は NTT ドコモの警告後も依然として従前と同様の方法により電子メールの発信を大量かつ継続的に行ってきた等の事情に照らすと、少なくとも、送信者に対し、この決定送達の日から 1 年間、宛先となる電子メールアドレスの 8 桁の数字部分にランダムな数字を当てはめる等の方法により、同サービスを通じて同サービスの契約者の存在しない多数の電子メールアドレス宛に、営利目的の電子メールを送信する等して、NTT ドコモの所有する同設備の機能の低下もしくは停止をもたらすような行為を禁止したとしても、かかる行為が、本来、送信者に

		許された正当な営業活動として法的保護の対象とされているとはいえないとした事案。
JAMJAM 事件	名古屋地判平成13(2001)年11月9日サイバー法判例解説24頁	広告及び求人情報を掲載していた被告のホームページにおいて商標権を侵害したことを理由とする損害賠償請求事件において、商標権侵害を認めたが、損害発生を認めず請求を棄却した判決。
sonybank 事件	東京地判平成13(2001)年11月29日	ドメイン名「sonybank.co.jp」について日本知的財産仲裁センターが下した裁定に関する紛争。
コメントハンター事件(速読本舗事件)	東京地判平成13(2001)年12月3日判時1768号116頁	インターネット上への書籍要約文無断掲載に関する著作権紛争。インターネット上にビジネス書を中心とする書籍要約文紹介サイト「速読本舗」を設置し、原告らの著作物である書籍の各要約文を作成した上、同サイトで募った有料の会員に対し電子メールにより原則として有料で送信し、またサンプルとして一部要約文を会員、非会員を問わず同サイトにアクセスした者に対し無料公開したことが、翻案権、複製権、公衆送信権、公衆送信可能化権及び著作者人格権にあたる事例(欠席判決)。
電子メール無断モニタリング事件	東京地判平成13(2001)年12月3日労判826号76頁・NBL734号6頁	使用者が従業員の電子メールを無断モニタリングした行為について、プライバシー権侵害の責任を否定した事案 会社の事業部長である被告から、直属のアシスタントである女性がセクシャルハラスメントを受け、社内ネットワークシステムを用いて送受信した女性と夫との私的な電子メールを被告が監視して許可なしに閲覧したとして、前記夫婦が不法行為に基づき損害賠償請求した事案で、セクシャルハラスメントの事実は認められず、電子メールの私的使用に一切のプライバシー権がないとはいえないが、保護の範囲は通常の電話装置の場合よりも相当程度低減され、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視の場合に限りプライバシー権侵害となるが、本件では原告らの私的使用の程度が許容限度を超えていること等を理由に、監視行為が前記範囲を逸脱したといえないとして、請求を棄却した事例。
電子メール脅迫事件	福岡地判平成13(2001)年12月19日サイバー法判例解説78頁	電子メール等を介して交際していた交際相手に対し、メールを送信して脅迫する等の行為をした被告人に対し、脅迫罪等の成立を認めた判決 交際相手と電話や電子メールを介して交際していた被告人が、交際相手が別の女性と親密な関係にあるとして同女への嫌がらせ等を企て行った、同女夫婦居住のマンション通路への侵入が住居侵入罪、玄関ドア鍵穴への接着剤注入等が器物損壊罪、同女の名譽を毀損する紙片の撒布が名誉毀損罪、同女の夫の勤務会社への無言電話が業務妨害罪、殺してやるなどを内容とするメールの送信が脅迫罪に該当する事例。
オルタカルチャー日本版事件	東京地判平成13(2001)年12月25日サイバー法判例解説30頁	書籍「オルタカルチャー日本版」の中の記事による著書「聖母エヴァンゲリオン」の執筆者に対する名誉毀損につき、記事執筆者、書籍編集発行会社及び書籍発売会社に対し損害賠償責任を認めた上、本件ではインターネットによる言論が相当程度まで影響していることは明らかであること等を理由に、記事執筆者及び書籍編集発行会社に対しインターネット上の掲示板において1か月間の謝罪文掲載を命じるとともにインターネットによる謝罪広告でほぼ名誉回復の目的を達しうるなどとして主要全国紙上での謝罪広告は否定した事例。
WinMX 事件	京都簡略式命令平成14(2002)年3月22日	ファイル交換ソフト「WinMX」を起動し、自分のパソコンから商業ソフトをインターネット経由で自由にダウンロードできるように設定したとして、著作権法違反(公衆送信権侵害)で罰金40万円の略式命令。

日経クイック情報電子メール事件	東京地判平成 14 (2002)年 2 月 26 日 労判 825 号 50 頁	電子メールとプライバシーに関する事案。被告会社の従業員に宛てた誹謗中傷メールの送信者に関する社内調査によって社内のメールサーバから発見された原告交信の私用メール等を、被告会社管理職等が閲覧したことが、原告のプライバシー侵害に該当すること等を理由とする、被告らに対する損害賠償等の請求が棄却された事例。
バイアグラ錠商標権侵害差止等請求事件	東京地判平成 14 (2002)年 3 月 26 日サイバ法判例解説 34 頁	商標権「バイアグラ錠」の独占的通常使用権の設定を受けている原告からの、商標権及び不正競争防止法 3 条による請求に基づき、被告らに対し、バイアグラ錠と称する錠剤について、ウェブページ、看板、チラシ類その他の広告及び申込書、しおりその他の取引書類に、これを使用することの差止請求等を認容した判決。
宇宙戦艦ヤマト事件	東京地 判平成 14(2002)年 3 月 25 日	アニメ作品「宇宙戦艦ヤマト」のプロデューサーである被告が、雑誌や自己のホームページ上で、同アニメ作品の著作者は被告であるとする意見を掲載したことに対し、原告が著作者人格権侵害を理由に、差し止め請求と、新聞上での謝罪広告を求めた事案で、同アニメの著作者は被告であるとして、請求を棄却した判決。 「宇宙戦艦ヤマト」の活躍をテーマとした一連のアニメ映画作品について、著名な漫画作家である原告が、プロデューサーである被告に対し、原告が著作者人格権を有するとして、謝罪文掲載及び同作品が被告の著作物であること等の記事を新聞、雑誌、インターネット上等に掲載する等の方法によって流布することの差し止めを本訴で請求したことに対し、被告が原告に対し反訴を提起して被告が著作者人格権を有することの確認を求めた事案で、同作品の全体的形成に創作的に寄与したのは原告ではなく被告であるとして、本訴請求を棄却して反訴請求を認容した事例。
ファイルログ仮処分事件(レコード会社申立)	東京地決平成 14 (2002)年 4 月 9 日	レコード会社の申立に基づき、P2P ファイル交換システム「ファイルログ」に関する差止仮処分を認容した仮処分決定。 債務者提供の電子ファイル交換サービス「ファイルログ」は、市販レコードの複製ファイルが大多数を占める MP3 ファイルを、送信者が送信可能化状態にするためのサービスの性質を有し、同サービスにおいて送信者が MP3 ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行うことは債務者の管理下に行われており、債務者も自己の営業上の利益を図って送信者に上記行為をさせていたことから、債務者は債権者(レコード会社)各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、債権者の自動公衆送信権及び送信可能化権を侵害しているとして、MP3 形式により複製され、かつ送受信可能状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示す利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかに債権者の求めた各管理著作物たる楽曲の「原題名」及び「アーティスト」の文字の双方が表記されたファイル情報の、利用者への送信差止めを認めた。
ファイルログ仮処分事件(日本音楽著作権協会申立)	東京地決平成 14 (2002)年 4 月 11 日判時 1780 号 25 頁	日本音楽著作権協会の申立に基づき、P2P ファイル交換システム「ファイルログ」に関する差止仮処分を認容した仮処分決定。 債務者提供の電子ファイル交換サービス「ファイルログ」は、市販レコードの複製ファイルが大多数を占める MP3 ファイルを、送信者が送信可能化状態にするためのサービスの性質を有し、同サービスにおいて送信者が MP3 ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行うことは債務者の管理下に行われており、債務者も自己の営業上の利益を図って送信者に上記行為をさせていたことから、債務者は債権者(日本音楽著作権協会)の各管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、債権者の自動公衆送信権及び送信可能化権を侵害しているとして、MP3 形式により複製され、かつ送受信可能状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示

		す利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかに債権者の求めた各管理著作物たる楽曲の「原題名」及び「アーティスト」の文字の双方が表記されたファイル情報の、利用者への送信差止めを認めたる仮処分決定。
ホテル・ジャンキーズ事件	東京地判平成 14 (2002)年 4 月 15 日 判時 1792 号 129 頁	インターネット上の電子掲示板に文章を匿名で書き込んだ原告らが、同文章の一部を複製(転載)して書籍を作成し、これを出版等した被告らに対し、被告らの同行為は前記文章に関する原告らの著作権を侵害するとして行った前記書籍の出版等の差止め請求を認容し、損害賠償請求を一部認容した事例。
児童ポルノ法違反事件	京都地判平成 14 (2002)年 4 月 24 日	インターネットの掲示板を利用して児童ポルノ写真集の販売広告を掲示して購入客を募り、これを閲覧して児童ポルノ写真集の購入方を申し込んできた者らに、児童ポルノ写真集販売したという、児童ポルノ法違反の有罪判決。
goo.co.jp 事件	東京地判平成 14 (2002)年 4 月 26 日	登録ドメイン名「goo.co.jp」使用权確認請求を棄却した判決。
「Linux」商標登録無効審決取消請求事件	東京 高判平成 14(2002)年 4 月 30 日	「リナックス」の文字と「Linux」の文字を二段に横書きした商標の指定商品中『印刷物』についての登録を無効とする特許庁の審決に対する取消請求を棄却した判決。
児童買春法等違反事件	広島地福山支判平成 14(2002)年 5 月 29 日	行使の目的をもって、パソコン、カールスキャナー及びカラープリンター等を利用して、五千札8枚を偽造した上、「出会い系サイト」で知り合った15歳の少女相手に児童買春を行い、その対価等として、偽造した五千札8枚を真正な通貨のように装って交付して行使した事件の有罪判決。
iybank.co.jp 事件	東京地判平成 14 (2002)年 5 月 30 日サイバー法判例解説 40 頁	登録ドメイン名「iybank.co.jp」使用权確認請求を棄却した判決。イトーヨーカ堂を申立人とする日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルにおいて「ドメイン名『IYBANK.CO.JP』の登録を申立人に移転せよ。」との裁定を受けたことを不服として同申立人に対し本人訴訟を提起した同ドメイン名登録者の請求内容につき、同登録移転請求権不存在確認を求める趣旨と解する余地がないとはいえないが、同裁定の認定判断に誤りはないとして棄却し、その余の請求を確認の利益を欠く不適法なものとして却下した事例。
2ちゃんねる「ペット大好き掲示板」事件(動物病院事件)	東京地判平成 14 (2002)年 6 月 26 日サイバー法判例解説 42 頁	被告の運営するインターネット上の電子掲示板「2ちゃんねる」において、原告らの名誉を毀損する発言が書き込まれたにもかかわらず、被告が発言削除などの義務を怠り、原告らの名誉が毀損されるのを放置し、これにより原告らは精神的損害等を被ったなどとして、それぞれ被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求として損害賠償請求するとともに、本件掲示板上的名誉毀損発言の削除を求めた事案で名誉毀損を認め、「2ちゃんねる」の管理者は、名誉毀損に当たるかどうかの判断をし、名誉毀損に当たる発言を削除する義務を負っているなどとして、管理者に計400万円の支払と該当発言の削除を命じた判決。
mp3.co.jp 事件	東京地判平成 14 (2002)年 7 月 15 日サイバー法判例解説 44 頁	日本知的財産仲裁センターの移転裁定を覆し、ドメイン名保有者側を勝たせた判決。不正競争防止法2条1項12号の「不正の利益を得る目的」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」を指し、単にドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まず、「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」を指し、ウェブサイトで商品の販売や役務の提供をしても、当然にはそのウェブサイトのドメイン名を同項1号、2号の「商品等表示」として使用したといえないが、ウェブサイト

		においてドメイン名の全部又は一部を表示して商品の販売や役務の提供についての情報を掲載しているなどの場合には、ドメイン名を両号の「商品等表示」として使用していると解すべき場合もあり得るとした上、以上の各要件への該当性を欠くことを理由に、ドメイン名「mp3.co.jp」の登録者である原告の、同法に基づき原告に対する同ドメイン名使用差止請求権を有すると主張する被告に対する同請求権不存在確認請求を認容した事例。
三菱ホーム事件	東京地判平成 14 (2002)年 7 月 18 日サイバー法判例解説 46 頁	「三菱」の名称及び「スリーダイヤ」のマークの営業表示を使用する原告らが、被告による「株式会社三菱ホーム」の商号等インターネット上のウェブサイト等における使用は不正競争防止法 2 条 1 項 2 号所定の不正競争行為に該当すると主張して、同法 3 条に基づき上記の名称及び標章の使用の差止め並びに損害賠償を求めた事案。請求認容。
オートくん事件	大阪地判平成 14 (2002)年 7 月 25 日	ソフトウェアを販売する原告が、被告ソフトウェアを製作、譲渡、公衆送信する被告に対し、主位的に、被告ソフトウェアが本件ソフトウェアを複製又は翻案したものであり、被告の製作、譲渡、公衆送信行為が原告の著作権(複製権、翻案権)を侵害するとして、著作権法 112 条 1 項に基づきその差止めを求めるとともに、損害賠償を請求し、予備的に、被告の被告ソフトウェアの製作、譲渡、公衆送信行為が不法行為に該当するとして、民法 709 条に基づきその差止め及び損害賠償を求めた事件で、損害賠償金の支払いを命じた。
伯林事件	東京地八王子支判平成 14(2002)年 8 月 29 日	人気漫画家の伯林が、インターネット上の掲示板への書き込みで名誉毀損されたと訴えた訴訟で、元同級生の男性に慰謝料など 550 万円の支払いと掲示板への書き込み禁止などを命じた。
2ちゃんねる「不当解雇スレッド」事件	東京地判平成 14 (2002)年 9 月 2 日サイバー法判例解説 48 頁	2ちゃんねる「不当解雇スレッド」への不当解雇に該当する旨の書き込みが原告会社らの名誉を毀損する不法行為に該当するとして、損害賠償請求を認容する一方、身元保証契約に基づく責任について請求を棄却した判決。
サイボウズ差止請求事件本訴	東京地判平成 14 (2002)年 9 月 5 日サイバー法判例解説 50 頁	被告の製造・頒布等するソフトウェア「アイ・オフィス」バージョン 2.43 及びバージョン 3.0(アイオフィス・ブイ 3 iOfficeV3)(被告ソフト)が、原告の製造・頒布等する「サイボウズ office2.0」(原告ソフト)の著作権を侵害し、また、原告ソフトの表示画面が、商品形態として不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の周知商品等表示に該当するところ、これに類似するとして、両製品の頒布や使用許諾の差止め及び損害賠償を求める訴えを棄却した事案。
「Juku-Net」事件	東京地判平成 14 (2002)年 9 月 17 日サイバー法判例解説 52 頁	インターネットを使った学習塾向けパソコン勉強プログラム利用サービス「Juku-Net」のプログラム作成を、具体的な代金を確定せずに原告が被告から請け負い、製作開始後に仕事量に応じた月単位の人工計算とする旨を合意し、これを完成してサーバコンピュータにアップロードし、インターネットを通じて被告に利用させていた事案で、完成後に原被告間で取り交わされた確認書の内容に基づき、被告に請負代金支払義務を認めた事例。
不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、電気通信事業法違反被告事件	高松地丸亀支判平成 14(2002)年 10 月 16 日「サイバー法判例解説 84 頁	不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、電気通信事業法違反を認めた刑事判決。 フリーメール等のサービス運営会社のサーバに、パソコンから電気通信回線を通じて、メールサービス会員のユーザーID及びパスワードを入力して作動させ、その後も前記ユーザーID及び被告人が無断変更したパスワードを入力してこれを作動させ、アクセス制御機能により制限された利用をし得る状態にさせた行為が不正アクセス禁止法違反、不正アクセス行為をして、認証サーバに保管中の会員宛の電子メールの内容を知得した行為が電気通信事業法違反に該当するとされた事例。
goo.co.jp 事	東京高判平成 14	登録ドメイン名「goo.co.jp」使用権確認請求を控訴棄却した判決。

件控訴審	(2002)年10月17日サイバー法判例解説54頁	「goo」の文字を図案化した商標等を登録する被控訴人が申し立てた日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルにおいて、ドメイン名「goo.co.jp」の被控訴人への移転裁定を受けた同ドメイン名登録者たる控訴人が、同ドメイン名使用権確認請求事件を提起し、これを棄却した原判決を不服としてなされた控訴が棄却された事例。
ワン切り事件	東京地判平成14(2002)年10月18日判タ1124号97頁	録音再生機と電話回線の連動した装置(コミュニケーションサーバ)を設置し、ワン切りコールや迷惑メールにより同サーバの電話番号等を広く宣伝した上、同サーバに電話をかけてきた不特定多数人に対し、同サーバに記憶させた前記わいせつな音声を再生して聴取させた行為につき、わいせつ物陳列罪の成立を認めた事例。
ネコ虐待HP公開事件	福岡地判平成14(2002)年10月21日	猫を虐待する様子がインターネットで公開された事件で、動物愛護法違反を認めた事例。
ホテル・ジャンキーズ事件控訴審判決	東京高判平成14(2002)年10月29日サイバー法判例解説56頁	著作権侵害を認めて金員支払請求を一部認容した原判決を、控訴人らが不服として控訴し(出版社は控訴を提起しなかったため原判決が確定)、被控訴人らが認容額を不服として附帯控訴をした事案で、被控訴人らの各記述部分を、転載された部分ごとに分け、各著作物性を判断して一部分につき著作物性を否定した原審の判断手法に問題があるとした上、被控訴人らは、その各記述部分の著作物性を、一次的には、その属する原告各記述それぞれの全体が一個の著作物であり、その一部として著作物性を有すると主張していると理解すべきである以上、著作物性の有無の判断は、まず、これらそれぞれの記述全体について行われるべきであり、上記各記述部分は、いずれもさほど長いものではないこと、分けられて転載された部分同士が近接していることを考慮すると、上記各記述部分については、全体として一個の転載行為とみるべきであって、転載行為についての評価も転載文全体を単位として行うべきであり、転載された部分ごとに分けて行うべきでないとした事例。
「フェミニスト」をやっつける！」HP公開事件	福岡地判平成14(2002)年11月12日	インターネットを利用した名誉毀損刑事事件。
2ちゃんねる「ペット大好き掲示板事件(動物病院事件)控訴審判決	東京高判平成14(2002)年12月25日サイバー法判例解説58頁	控訴棄却。 原審被告である控訴人による、対抗言論の理論によれば名誉毀損が成立しない、本件各発言の公共性、目的の公益性、内容の真実性が明らかでないから削除義務の負わない、本件にプロバイダ責任法が適用され、同法の制定経緯等に照らすとプロバイダは直接名誉毀損に当たる発言をした者ではなく、発言の公共性、目的の公益性、内容の真実性を判断することができないから、名誉毀損における真実性等の存否についてもプロバイダの責任を追及する者が主張立証責任を負う、匿名の発言も表現の自由の一環として保障されるべきである、不正アクセス禁止法の立法過程において議論の結果接続情報の保存義務が否定されたということから、電子掲示板における匿名性は削除義務の根拠としてはならない等の控訴人の主張をすべて退けた事例。
pimca事件	東京地判平成15(2003)年1月28日	被告らによるスケジュール管理用ソフトウェア製品「pimca」等の制作販売行為が、インターネット上で原告が頒布するプログラム製品との関係で、不正競争防止法2条1項3号の不正競争行為に該当する、原告製品に対する著作権(複製権、翻案権)を侵害する、民法709条の不法行為に当たる、等と主張して、被告製品の販売又は頒布等の差止め及び損害賠償を請

		求したが、請求を棄却した事例。
ファイルログ事件(日本音楽著作権協会申立)中間判決	東京地中間判平成15(2003)年1月29日サイバール法判例解説60頁	被告会社が提供する電子ファイル交換サービス「ファイルログ」は、MP3ファイル交換分野については、利用者をして、市販レコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスの性質を有し、同サービスにおいて送信者がMP3ファイルの自動公衆送信及び送信可能化を行うことは被告会社の管理下に行われ、被告会社も自己の営業上の利益を図って送信者に上記行為をさせていたことから、被告会社は原告の管理著作物の自動公衆送信及び送信可能化を行っているものと評価でき、原告の有する自動公衆送信権及び送信可能化権の侵害の主体であるとした上、被告会社は同サービス運営の際、前記侵害防止のための措置義務があったが、何らの有効な措置を採らず漫然と同サービスを運営して原告の送信可能化権及び自動公衆送信権を侵害したから過失があり、同サービス提供行為は不法行為を構成し、被告会社の活動は被告会社取締役たる相被告の活動と同視できるとして、被告らには原告の被った損害を共同不法行為により連帯して賠償する責任があるとした中間判決。
ファイルログ事件(レコード会社申立)中間判決	東京地中間判平成15(2003)年1月29日	被告会社が提供する電子ファイル交換サービス「ファイルログ」は、MP3ファイル交換分野については、利用者をして、市販レコードを複製したMP3ファイルを自動公衆送信及び送信可能化させるためのサービスの性質を有し、同サービスにおいて送信者がMP3ファイルの送信可能化を行うことは被告会社の管理下に行われ、被告会社も自己の営業上の利益を図って送信者に上記行為をさせていたことから、原告らが著作隣接権を有する各レコードの送信可能化を被告会社が行っているものと評価でき、原告らの有する送信可能化権の侵害の主体であるとした上、被告会社は同サービス運営の際、前記侵害防止のための措置義務があったが、何らの有効な措置を採らず漫然と同サービスを運営して送信可能化権を侵害したから過失があり、同サービス提供行為は不法行為を構成し、また、被告会社の活動は被告会社取締役たる相被告の活動と同視できるとして、被告らには原告らの被った損害を共同不法行為により連帯して賠償する責任があるとした中間判決。
通話料金等請求事件	東京簡判平成15(2003)年3月14日	電気通信事業を営む原告が、契約者である被告に対し通話料金等の支払を求めたところ、被告は、利用者の気付かないままに国際電話サービスを利用させるような接続システムを設定していた原告が、トラブル防止のために必要な一定の措置を講じないまま、使用料金の支払いを請求するのは信義則に反し許されないとして争っている事案で、請求を認容した事例。
ヘルストロン事件	大阪地判平成15(2003)年3月20日	商標権を有し、「ヘルストロン」という名称の電位治療器(原告商品)の製造販売を行っている原告が、新聞、インターネットなどに「ヘルストロン」の表示を付した広告を行って中古の原告商品を販売している被告に対して、商標法2条3項8号、36条1項、37条1号又は不正競争防止法2条1項1号、3条1項に基づき、「ヘルストロン」という名称の使用差止めを請求した事案で、請求を棄却した事例。
ドコモ迷惑メール損害賠償請求事件	東京地判平成15(2003)年3月25日	携帯電話事業等を営む原告(ドコモ)から、迷惑メール防止対策の一環として開始された「特定接続サービス」の提供を受けていた被告が、これを悪用して大量の宛先不明の電子メールを送信したとして、原告が被告に対し同サービスの約款等に違反した債務不履行に基づき損害賠償金等の支払を求めた事案。同サービスは、迷惑メールの大量発信によって生じる正常な電子メールの遅延を解消するために専用の接続口を設けたもので、迷惑メールを防止するための所定の措置を採ることを条件とした上、事業者は一定の利用料(固定額)を支払う代わりに、この接続口から円滑かつ確実に電子メール

		送信のサービスを受けることができるというもの。本判決は、同サービスを利用して大量の宛先不明のメールを送信してはならないという約定に被告は拘束されるとした上、電子メール通信料は受信者に課金する仕組みのため、原告は正常なメールが送信されたならば受信者に課金しうるのに、宛先不明メールが送信された場合、自己の設備の利用に応じた料金を徴収できなくなるから、これらが正常なメールだったとしたときに課金しうる金額が原告の受けた損害として認められるとして、メール1通あたりの平均的な通信料に被告が送信した宛先不明のメール数を乗じた額を原告の損害として認定した(被告の本件行為に関する調査費用と弁護士費用を別途認定)。
家庭教師派遣業自主規制委員会事件	東京地判平成 15 (2003)年 3 月 28 日	被告は、原告自主規制委員会が松山地方裁判所において訴外Bと争っている事件に関して、訴外Bを応援する立場を取っており、インターネット上に書き込まれた原告自主規制委員会及び同原告の理事長に対する誹謗中傷に対し、異を唱えることもなく、また、注意の書き込みをすることもなく同調しており、これは同原告に対する誹謗中傷行為であるとする原告らの主張に対し、請求を棄却した事例。
錦糸眼科発信者情報開示請求事件	東京地判平成 15 (2003)年 3 月 31 日	近視矯正クリニック「錦糸眼科」を運営する医療法人「メディカルドラフト会」が電子掲示板に「患者が失明」などと虚偽の書き込みをされて営業上の損害を受けたと主張して行った、ヤフーに対するプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求が認容された事例。訴え提起後ヤフーは、投稿者のメールアドレスだけを開示し、本人が原告側に身元を明らかにして謝罪したが、投稿者が競合する医療機関関係者だったので、組織ぐるみの疑いがあり、発信元パソコン特定の必要があるとして、IPアドレス及び発信時刻の開示を求めたもの。
羽田タートルサービス発信者情報開示請求事件	東京地判平成 15 (2003)年 4 月 24 日 日金判 1168 号 8 頁	通信を媒介するだけのプロバイダ(接続業者)は、開示請求の対象にはならないとした事例。
デムシス事件	東京地判平成 15 (2003)年 5 月 28 日	被告に対し「デムシス」という名称のインターネット上で顧客管理を行うアプリケーションソフトウェアの作成を発注した原告が、被告の作成したデムシスに法律上の瑕疵があると主張して瑕疵担保責任に基づく損害賠償を請求(一部請求)したところ、請求を棄却した事例。
@SEO.COM事件	大阪地判平成 15 (2003)年 5 月 29 日	原告の著作物たる書籍の一部を被告サイトに掲載した行為が、原告の複製権、公衆送信権、氏名表示権を侵害したとして差止め請求及び損害賠償請求が認容された事例。
「ジジ」商標登録無効審決取消請求事件	東京高判平成 15 (2003)年 6 月 12 日	「近年は、ファックスやインターネットの普及に伴い、文字等の視覚情報による簡易、迅速かつ確実な取引が可能となっており、このような状況に照らすと、商品の類否判断に当たって考慮すべき要素の中で称呼の占めるウェイトが他の要素に比して高いということとはできない。」「商品に関する情報という観点でみると、特に、化粧品に関しては、国内外の商品について雑誌、ダイレクトメール、インターネットなどを通じて、販売元のみならず効能や特徴等も含めた詳細な商品情報が豊富に提供される等の理由に基づき、本件商標「ジジ」と引用商標「JUU」とは、互いに相紛れることのない非類似の商標というべきであるとして請求が棄却された事例。
2ちゃんねる・女性プロ麻雀士事件	東京地判平成 15 (2003)年 6 月 25 日	2ちゃんねる掲示板における書き込みが女性プロ麻雀士に対する名誉毀損に該当するとして、2ちゃんねる掲示板管理者に対する書き込みの削除請求と損害賠償請求とが認容された事例。

ネットオークション事件	大阪高判平成 15 (2003)年 7 月 11 日	ネットオークションにより自動車の落札を代行した者が依頼者に対して売主としての瑕疵担保責任を負わないとされた事例。
2ちゃんねる・DHC 事件	東京地判平成 15 (2003)年 7 月 17 日	インターネット上の電子掲示板において名誉及び信用の毀損に当たる発言が書き込まれた場合について、電子掲示板の運営・管理者には前記発言を削除すべき条理上の義務があるとし、運営・管理者の損害賠償責任が認められた事例。
パワードコム発信者情報開示請求事件	東京地判平成 15 (2003)年 9 月 12 日	「WinMX」によるインターネット経由の情報流通により自己のプライバシー権を侵害された旨主張する原告らが、情報の流通に当たり発信者側の通信設備とインターネットとの間の通信を媒介したインターネット・サービス・プロバイダ事業者(被告)に対し、プロバイダ責任制限法 4 条 1 項に基づき、上記発信者の氏名及び住所の開示を求めた事案で、開示請求が認められた事例。
厚生労働省ホームページ掲載情報国家賠償請求事件	名古屋地判平成 15 (2003)年 9 月 12 日	厚生省(厚生労働省)がそのホームページ上に、歯科医師の保険医取消処分等の事実を当該医師の保険医の再登録等が可能となった後も掲載し続けた場合において、国家賠償法 1 条 1 項の責任が肯定された事例。
DDI ポケット発信者情報開示請求事件第一審	東京地判平成 15 (2003)年 9 月 17 日	インターネット上の電子掲示板掲に書き込みをした発信者情報に関する開示請求が認められた事例。
ランドマンション事件	横浜地判平成 15 (2003)年 9 月 24 日	マンションの建築予定地の近隣住民による、ミニコミ誌やインターネットの掲示板での当該マンションの建築に反対する趣旨の表現行為について、当該マンションの建築業者の名誉・信用を違法に毀損するものとは認められないとした事例。
サイボウズ不正競争事件	東京地判平成 15 (2003)年 9 月 30 日	インターネット上のウェブページへの謝罪広告掲載などの請求が棄却された事例。
ドメイン名情報無断変更処理申請事件	広島地判平成 15 (2003)年 10 月 21 日	原告からの変更申請がないのに、原告が登録・使用していたインターネット上のドメイン名のネームサーバー等の情報に関して原告以外の第三者からの申請に基づいて変更処理が行われた事案について、当該ドメイン名管理団体の過失は認めず、同団体との間でドメイン名登録申請等の取次に関する業務委託契約を締結し、上記変更処理申請を受理して手続を進めた指定業者の被告に、当該ドメイン名登録者である原告と変更処理申請者の同一性の確認を怠った過失を認め、同被告に損害賠償を命じた事例。
転職情報ウェブサイト事件	東京地判平成 15 (2003)年 10 月 22 日	インターネット上に開設するウェブサイト等を利用して会社の転職情報を提供することを業とする被告が、インターネット上に開設するウェブサイトに掲載したA社の転職情報は、原告が創作し、そのウェブサイトに掲載したA社の転職情報を無断で複製ないし翻案したものであり、原告の著作権(複製権、翻案権、送信可能化権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害すると主張して、原告が求めた損害賠償請求が一部認容されたが、掲載行為の差止め及び被告ウェブ上への謝罪広告掲載請求は棄却された事例。
児童買春・児童ポルノ法違反事件	東京地判平成 15 (2003)年 10 月 23 日	被告人は、インターネットを利用する不特定多数の者に対し、児童ポルノ画像を送信して、児童ポルノを公然と陳列しようとして、パーソナルコンピュータに接続したインターネットを利用し、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識すること

		ができる方法により描写した児童ポルノである画像合計68画像のデータを、乙合資会社が管理するサーバーコンピュータを經由して、株式会社丙管理に係るIPアドレスを割り当てられたサーバーコンピュータに送信し、同コンピュータの記憶装置であるハードディスクにこれらを記憶・蔵置させ、インターネットに接続したコンピュータを利用する不特定多数の者に対し、前記児童ポルノ画像を閲覧可能な状態に設定し、もって、児童ポルノ画像を公然と陳列したものである。
覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬特例法違反被告事件	新潟地判平成15(2003)年11月4日	美容師である被告人が、架空名義口座等を準備した上、インターネットを利用して覚せい剤及び大麻を仕入れ、これをインターネットを通じて売りさばいた覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬特例法違反の事案につき、懲役5年及び罰金50万円の実刑判決が宣告された事例。
オーディション・コム事件	東京地判平成15(2003)年11月28日	被告が原告所属芸能タレントのインタビュー記事、肖像写真及び音声メッセージを携帯電話サイト「オーディション・コム」に掲載したことにつき、上記インタビュー記事等を被告発行雑誌「オーディション」12月号にのみ掲載する旨の合意が成立したと認められ、これに被告が反したとして債務不履行責任が認められた事例。
強盗殺人事件	甲府地判平成15(2003)年12月4日	被害者になりすまして預金の払戻手続きをしてくれる女性をインターネットの掲示板を通じて確保した上で、同棲相手の女性を強殺した事件。
ファイルログ事件(レコード会社申立)終局判決	東京地判平成15(2003)年12月17日	前記中間判決に基づき差止請求及び損害賠償責任を認容した終局判決。
ファイルログ事件(日本音楽著作権協会申立)終局判決	東京地判平成15(2003)年12月17日	前記中間判決に基づき差止請求及び損害賠償責任を認容した終局判決。
大阪コンピュータ専門学校事件	大阪地判平成15(2003)年12月18日	被告専門学校に学生として在籍中、同校の実習設備を用いて作成したコンピュータグラフィックス(CG)作品(原告作品)を、被告のテレビコマーシャルに使用するために複製し、被告のパンフレット及びホームページに使用するために、原告作品の画像を静止画として複製したとして求めた損害賠償請求が棄却された事例。
プーマ事件	大阪地判平成15(2003)年12月18日	被告が被告各標章のいずれかを付した被告商品を店舗で販売するとともに、インターネット上のサイバーモールに出店して販売していた事案で、本件各登録商標権についての原告の商標権及び輸入販売代理店の専用使用権を侵害するものとした事例。
DDIポケット発信者情報開示請求事件控訴審	東京高判平成16(2004)年1月29日	控訴棄却。

誕生花事件	大阪地判平成 16 (2004)年 2 月 12 日	写真家である原告が、「誕生花」としての花の選択並びにこれについて原告が撮影した花の写真及び花言葉の組合せ全体について著作権を有すると主張して、これを被告大原種苗が原告に無断でパンフレットに掲載した行為が原告の著作権(複製権)を侵害するとして、その損害賠償を、これを被告Bが原告に無断で自己の開設したインターネット上のホームページに掲載した行為が原告の著作権(公衆送信権)を侵害するとし、さらに被告大原種苗が被告Bの上記行為に許諾を与えた行為が原告に対する不法行為であるとして、被告両名に対してその損害賠償を請求した事案。
-------	----------------------------------	--